指定訪問看護
重要事項説明書

株式会社　ル・リアン
みずほ訪問看護ステーション

当事業所は利用者に対して指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下、便宜上訪問看護とする）を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容について、サービス開始にともない注意していただきたいことを次の通り説明します。

～目次～

1. 事業者

2. 事業所の概要

3. 事業実施地域及び営業時間

4. 職員の配置状況

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

6. 利用の中止、変更、追加

7. 主治医との関係

8. 虐待の防止について

9. 秘密の保持

10. 暴力・ハラスメント

11. 苦情の受付について

１．事業者

（１）法人名 株式会社　ル・リアン

（２）法人所在地 岐阜県　岐阜市　金園町　3 丁目 15 番地

（３）電話番号 058-215-6101（FAX 058-215-6102）

（４）代表者氏名 代表取締役 番　利恵

２．事業所の概要

（１）事業所の種類

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

（2014 年 4 月 1 日指定　　2160190449 号）

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

＜指定訪問看護（予防共通）＞

① 緊急時訪問看護加算

② 特別管理加算

③ ターミナル加算

④ 早朝・夜間加算

⑤ 深夜加算

（２）事業所の目的

訪問看護事業

（３）事業所の名称

みずほ訪問看護ステーション

（４）事業所の所在地

岐阜県　岐阜市　金園町　3 丁目 15 番地

（５）電話番号

058-215-6101（FAX 058-215-6102）

（６）管理者氏名

番　利恵

（７）運営方針

運営規定のとおり

（８）開設年月

2014 年 4 月 1 日

（９）事業所が行っている他の業務

なし

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域

岐阜市

（ただし　例外あり）

（２）営業日及び営業時間

営業日　　月曜～金曜日（土曜、日曜、祝日及び 12/29～1/3 を除く）

受付時間　　8 時 30 分～17 時 30 分（サービス提供：9 時～17 時）

サービス提供日　　月曜～金曜（12/29～1/3 を除く）

必要性があれば、この限りではない

但し、悪天候や天災等サービス提供が不可能な場合は変更される場合があります。

尚、その場合利用者および家族まで連絡致します。

４．職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定訪問看護サービス、及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として指定基準を遵守し以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

１．常勤の管理者を 1 名置いています。

２．看護師を常勤換算で 2.5 名以上置いています。

<主な職種の勤務体制>

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	看護師	1 名		常勤 1 名は看護職員と兼務
看護職員	看護師	4 名	3 名	常勤 1 名は管理者と兼務
	准看護師		0 名	

５．当事業所が提供するサービス内容と利用料金

（１）サービス内容

① 看護介護行為

・ バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）

・ 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）

・ 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

② 医療的処置行為

・ 創傷及び褥瘡処置

・ 人工肛門・人工膀胱管理ケア

・ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア

・ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
・ 在宅酸素療法管理ケア
・ 在宅人工呼吸器管理ケア
・ 喀痰の吸引・管理
・ 点滴
・ 排泄管理ケア（浣腸・摘便）　　など

③ リハビリ援助行為
・ 拘縮予防・歩行訓練
・ 言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
・ 認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）

④ 介護者に対して
・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
・ 室内環境整備の工夫・安全対策の指導

（2）利用料金
① 利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙のとおりです

② 保険対象外サービスの概要と利用料金

① 交通費	実施地域　無料 実施地域以外　　公共交通機関の場合　実費の請求をいたします。 実施地域以外　　片道 5 ㎞　200 円　（5 ㎞毎で請求） ＊　訪問車による場合。また、有料駐車場に止める場合、駐車料実費の請求もします。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。
	・利用日の 8 時 30 分までに申し出があった場合 無料 ・利用日の 8 時 30 分までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の 100%（自己負担相当額）
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	

③ 利用料金のお支払い方法

一 利用者指定口座　自動振替の場合

利用者の指定口座（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）から当月の料金の合計額（請求書に記載された額）が、28 日（土、日、祝日と重なれば翌営業日）に自動で引き落とされます。

二 事業者指定口座　振込の場合

利用者は下記口座に 28 日（土、日、祝日と重なれば翌営業日）までに振り込みます。

大垣共立銀行（銀行コード 0152）　穂積支店（店番 030）　口座番号　普通　882347
カブシキガイシャ　ル・リアン

三 現金支払いの場合

利用者は、28 日までに現金で支払います。

④ 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

6．利用の中止、変更、追加

（1）利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

（2）利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出を行った場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

・利用日の 8 時 30 分までに申し出があった場合
　無料
・利用日の 8 時 30 分までに申し出がなかった場合
　当日の利用料金の 100%（自己負担相当額）

（3）サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

7. 主治医との関係

1. 事業所は訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2. 事業所は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
(2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施します。
(5) 介護相談員を受入れます。
(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(1) 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
(2) 契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又は契約者の家族等から事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
(3) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
(4) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
(5) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10. 暴力・ハラスメント

ご利用者様やご家族が当該事業所に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合については文書通知をもって契約を解除させていただくことがあります。(SNS 含む)

11. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口（担当者）

番　利恵

〇受付時間

月曜～金曜日（年末年始を除く） 8:30～17:30

時間外は　転送によりつながります。

（２）行政機関苦情受付

市町村【(保険者）の窓口】岐阜市役所　介護保険課

電話番号　265-4141

受付時間　8：45～17：30

受付曜日　月曜日から金曜日（祝日及び 12/29～1/3 除く）

【公的団体の窓口】岐阜県国民健康保険団体連合会　介護保険課

電話番号　275-9826

受付時間　9：00～17：00

受付曜日　月曜日から金曜日（祝日及び 12/29～1/3 除く）

（３）苦情処理の内容を記録し、５年間保存し、再発防止に役立てます。